

令和5年度 館林市子育てのための施設等利用給付認定申請のしおり

目的 「幼児教育・保育無償化」のために必要な手続きです

令和元年10月から始まった幼児教育・保育を無償化する新しい仕組みを「子育てのための施設等利用給付」といいます。

この仕組みでは、市町村の給付上の確認を受けた「特定子ども・子育て支援施設等」を利用するときに、幼稚園や認定こども園の預かり保育料や、認可外保育施設の保育料が上限額の中で無償となります。

ただし、無償化の対象となるには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

必要な手続きなどは、次のとおりです。

対象 家庭 お子さんの「年齢条件」と「保育の必要性の基準」の両方を満たす方が対象です

A お子さんの年齢等の条件（①もしくは②のどちらか）

① 3歳児から5歳児（平成29年4月2日から令和2年4月1日生まれ）

ただし、既に保育園や認定こども園（保育部分）を利用している場合は、同等の月額の基本保育料が無償となるため申請できません。

② 0歳児から2歳児（令和2年4月2日生まれ以降）の住民税非課税世帯

幼稚園の預かり保育は、満3歳の翌月から申請可能です。満3歳の受入をしていない施設もあるため、実施しているかは各施設へ確認してください。

B 保育の必要性の認定基準（両親[※]共に、以下のいずれかの事由に該当すること）

※ 両親と別居している場合には、児童の面倒を看ているもの

	理由	認定期間・条件
1	就労 日常の家事以外の就労をしている場合 自営、農業、内職等含む	就労している期間 ※月48時間以上かつ週4日以上勤務が条件
2	妊娠・出産 妊娠中又は出産後間もない	出産予定日の産前2か月 (多胎妊娠の場合3か月) から産後最長3か月
3	保護者の疾病・障がい 病気やけが、心身に障がいがある場合	療養等に必要期間
4	同居や長期入院中の親族の 介護・看護 病人や心身障がい者を常時介護・看護している場合	介護・看護を必要とする期間
5	災害復旧 震災や風水害、火災などの復旧にあたっている場合	復旧に必要な期間
6	求職活動（起業準備含む）	2か月間 (原則、求職を理由とした期間の延長不可)
7	就学（職業訓練含む）	学業や訓練が修了するまでの期間
8	虐待・DVのおそれがある	虐待・DVのおそれがなくなるまでの期間
9	育児休業中の継続利用 児童の発達状況や家庭の状況の理由により、引き続き 集団保育が必要と認められる場合	育児休業を取得している期間 ※育児休業取得以前から、認可外保育施設等を利用していることが条件

**対象
施設**

令和5年1月1日時点の館林市内の無償化対象施設（特定子ども・子育て支援施設）は、次のとおりです。

市外の施設を利用したいときは、事前に施設へ無償化対象施設か確認の上、担当課へお問い合わせください。

施設・事業名	所在地	電話番号 (市外局番/0276)	提供時間数 (教育時間含む)	年間開園 日数	他の認可外保育施 設等との併用	備考
● 幼稚園やこども園の預かり保育／在園児対象						
南幼稚園	本町三丁目6-1	72-0824	午前8時30分 ～午後5時	200日以上	×	
杉並幼稚園	新宿二丁目14-18	73-5510		200日以上	×	
西幼稚園	近藤町178-273	73-5727		200日以上	×	
北こども園	台宿町9-1	72-1342		200日以上	×	
東こども園	大島町4364-1	77-1513		200日以上	×	
常楽幼稚園	木戸町580	72-1836	午前8時～午後6時	200日以上	×	満3歳受入可
富士こども園（富士幼稚園）	富士見町5-1	74-2100	午前7時30分～午後6時30分	200日以上	×	満3歳受入可
認定こども園A O Y A G I	青柳町1596-1	74-8858	午前7時30分～午後6時30分	200日以上	×	満3歳受入可
認定こども園M I N O Y A	上三林町107-1	73-0354		200日以上	×	満3歳受入可
② 0歳児から2歳児（令和2年4月2日生まれ以降）の住民税非課税世帯						
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設（今後変更になる場合があります）						
館林厚生病院 院内保育所	成島町262-1	72-3140	午前7時45分～午後6時45分	—	◎	従業員のみ
託児室エンジェルハウス24	本町4丁目2-27	74-9399	24時間	—	◎	
慶友整形外科病院 慶友保育所	羽附町1741	72-6000	平日：24時間 土日祝日：午前7時30分～午後8時	—	◎	従業員のみ
キッズライン	台宿町1-43	080-4058-1088	24時間	—	◎	居宅訪問型
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業／在園児以外対象						
渡瀬保育園	足次町486-1	72-4077	基本保育時間	—	◎	
成島保育園	北成島町1645-1	73-3885	午前8時30分～午後4時30分	—	◎	
<input type="checkbox"/> 病児保育事業						
病児保育室ぱんだ	富士原町1174-18	78-7391	午前8時～午後5時30分	—	◎	
<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業						
館林市ファミリー・サポート・センター	苗木町2451-1	75-7111	利用事由・会員との協議により異なる	—	◎	

● 必ず提出・提示が必要な書類

提出・提示数	書類名
世帯で1枚提出	<input type="checkbox"/> 令和5年度 子育てのための施設等利用給付認定申請書類チェックリスト
子どもごとに1枚提出	<input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）
いずれか1点提示	・ 保護者 ^{※1} のマイナンバーが分かるもの
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（顔写真付き）
	<input type="checkbox"/> 通知カード（紙のカード） <input type="checkbox"/> マイナンバーが記載された住民票の写し
いずれかを提示	・ 来庁者の本人確認ができるもの
	<input type="checkbox"/> 顔写真付身分証明書
	<input type="checkbox"/> その他の身分証明書
1点で確認できるもの	
2点必要なもの	

● 該当する事由を確認するための書類（両親それぞれ）^{※2}

事由	書類名
就労（家庭外労働）	<input type="checkbox"/> 就労（内定）証明書（表面のみ） ^{※3}
就労（自営業・農業・内職などの家庭内労働）	<input type="checkbox"/> 就労（内定）証明書（表面） ^{※3} 就労状況（予定）申告書（裏面） + 申告書記載の添付書類
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産申告書 ^{※4} + 母子健康手帳の写し（表紙+分娩予定日記載部分）
疾病	<input type="checkbox"/> 保育の必要性に係る状況申告書 + 医師の診断書（家庭保育が困難であることが明記）
障がい	<input type="checkbox"/> 保育の必要性に係る状況申告書 + 医師の診断書や各種障がい者手帳の写し
介護・看護	<input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書 ^{※4} + 申告書記載の添付書類と医師の診断書
災害復旧	<input type="checkbox"/> 災明細書
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動状況申告書 + ハローワークカードの写し（ハローワークで求職登録している場合）
就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書と時間割等のスケジュール
虐待・DV	<input type="checkbox"/> 事由に該当することが確認できる書類
その他	担当課へご相談ください。

※2 上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※3 就労内定（予定）で申請する場合は、就労開始後、改めて就労証明書を提出していただきます。

※4 必要な方は、申し出てください。

● 該当する家庭の場合、提出が必要な書類

家庭状況	書類名
保育園等の申込をしていない方	<input type="checkbox"/> 保育園等利用申し込み等の不実施に係る理由書
生活保護を受けている方	<input type="checkbox"/> 被保護証明書
ひとり親の場合（いずれか1点提出）	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し
	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳（身体・療育・精神）の写し
同一生計家族の中で、障がい者手帳の交付や特別児童扶養手当を受けている場合	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書の写し
父母のほかに18歳以上の同居者（祖父母等）がいる場合	<input type="checkbox"/> 保育の必要性に係る状況申告書（必要に応じて添付書類も提出）
永住権がない外国籍の方	<input type="checkbox"/> 在留資格を証明する書類（在留カードの写しなど）
館林市に転入予定の方	<input type="checkbox"/> 転入に関する同意書 ^{※4} + 売買契約書 又は 賃貸契約書

申請

期限までに、以下の申請先に必要書類を提出してください

利用施設	市内			市外		
	幼稚園	こども園	認可外保育施設	幼稚園	こども園	認可外保育施設
申請先	在籍園経由で申請		こども課	こども課		
申請期限	4月	3月10日まで				
	5月～	認定希望月の前月10日まで（10日が休日の場合は、その前の平日まで）				
認定通知時期	4月	3月末まで				
	5月～	申請から30日以内				

※ 子ども・子育て支援法第30条の5第5項では、申請のあった日から30日以内に市がその結果を保護者に通知することとなっています。新規申請が集中し認定審査に時間がかかる場合は、通知時期が延期となることもありますのでご了承ください。

※ 月の途中で転入する方：転入前から利用している施設を継続して利用するときは、遅くとも転入届提出日までに申請してください。

保育料

無償化の対象額と無償化の方法は次のとおりです

（施設により手続きの方法は異なる場合があります。具体的な手続きは、後日お知らせします）

● 無償化対象額

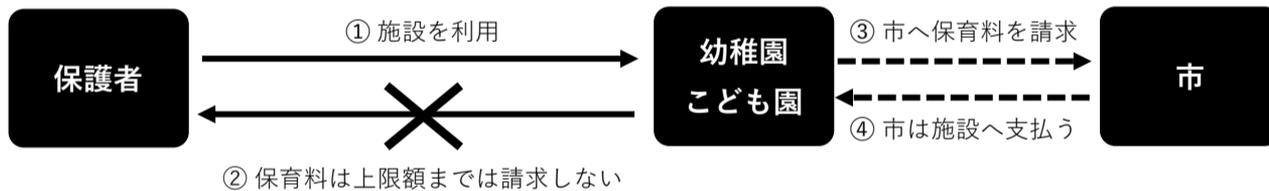


※ 無償化上限額の計算方法

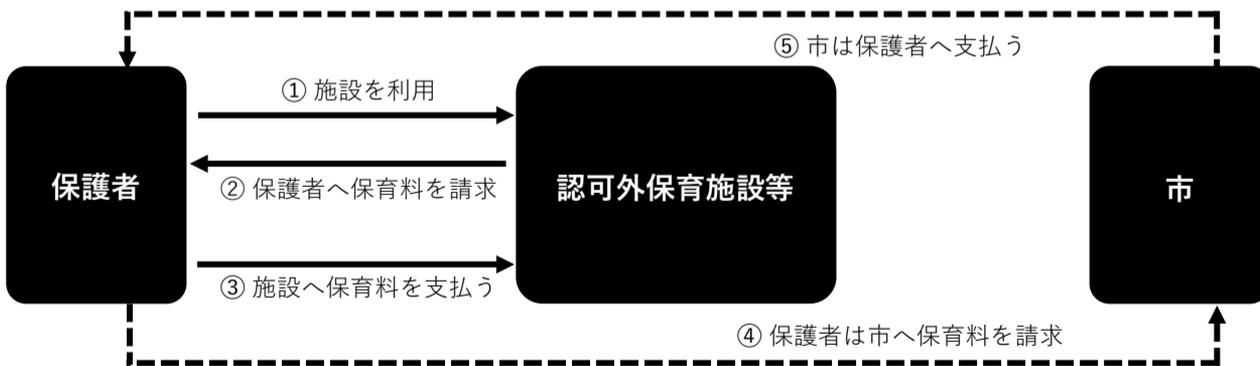
	満3歳	3歳以上児	備考
幼稚園等の預かり保育のみ利用	16,300円	11,300円	※左記の金額内で、その月の預かり保育利用日数×450円を上限
認可外保育施設の預かり保育のみ利用	42,000円	37,000円	
幼稚園等の預かりと認可外を併用	42,000円	37,000円	※併用の場合条件があります。詳しくはお問合せください。

● 無償化の方法

方法1：施設は保育料を保護者に請求せず、保護者の代わりに市へ請求する（法定代理受領）



方法2：保護者は一度施設へ保育料を支払い、後日市へ請求する（償還払い）



問い合わせ

館林市役所 各担当課へご連絡ください

- 所在地 374-8501 群馬県館林市城町1番1号
- 連絡先（担当課） こども課 幼保運営係（0276-47-5136）